

福島県中小企業等グループ補助金 (令和4年福島県沖地震)

～施設・設備の復旧・整備を支援します～

令和4年5月18日

福島県

もくじ (1/3)

1	事業の目的	4
2	全体の流れ	5
3	補助事業申請の流れ	8
4	グループ認定について	9
	復興事業計画について	11
	中小企業等グループ「構成員」の要件	12
	中小企業等グループの要件	13
5	補助金交付申請について	15
	補助対象事業者について	17
	中小企業者の定義	18
	保険の加入義務	20
	補助対象とならない事業者について	22

もくじ (2/3)

補助対象経費について	23
保険金の取扱いについて	26
補助対象とならない経費について	27
補助率について	29
【特例】定額補助の概要	30
補助対象経費等の留意点	31
施設・設備の復旧における修繕と入替の取扱い	31
リース物件の取扱い	33
賃貸物件の取扱い	34
汎用性のある設備、機器の取扱い	36
注意点 (<u>必ずお読みください。</u>)	40

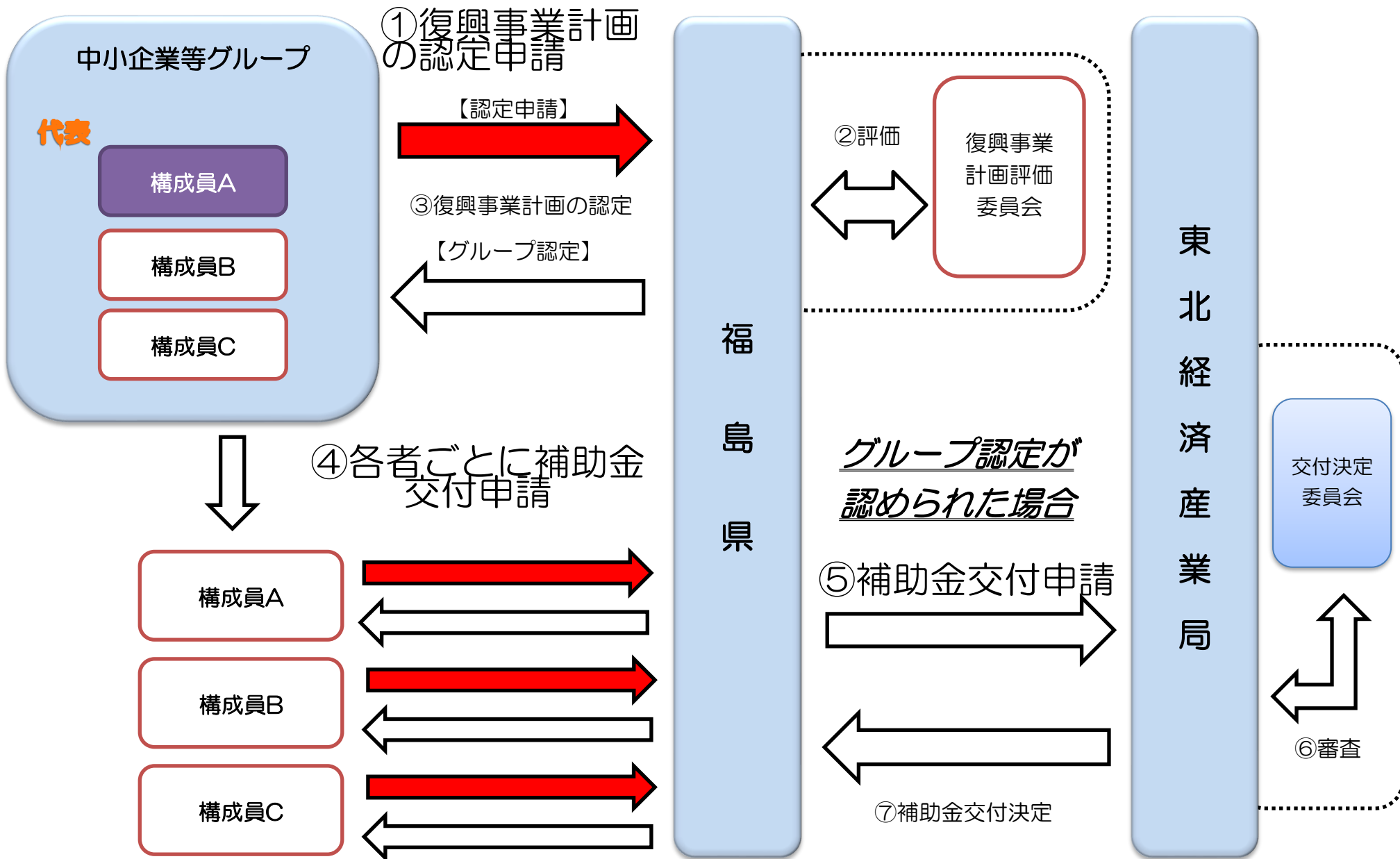
※ 本資料及びQ & Aなどの最新の資料は、
「福島県商工労働部産業振興課」のホームページ
に随時、最新のものに掲載する**予定**です。

運用や様式が変更となる場合がございますので、
必ず最新の情報をもとに申請等を行ってください。

1 事業の目的

令和4年福島県沖地震による災害のため甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を国と県が補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

2 全体の流れ



2 全体の流れ

- 補助金の交付を受けるためには、グループで復興事業計画を策定し（①）、県の認定を受け（③）、グループを構成する各者ごとに補助金申請（④）を行う必要があります。
- 補助金申請については、登記してある施設や資産計上してある設備の修理などの復旧に要した経費の3/4以内の補助金が申請できます。
- なお、交付決定前に実施した施設・設備の復旧についても補助対象として認められる場合があります（遡及適用（事前着工））。

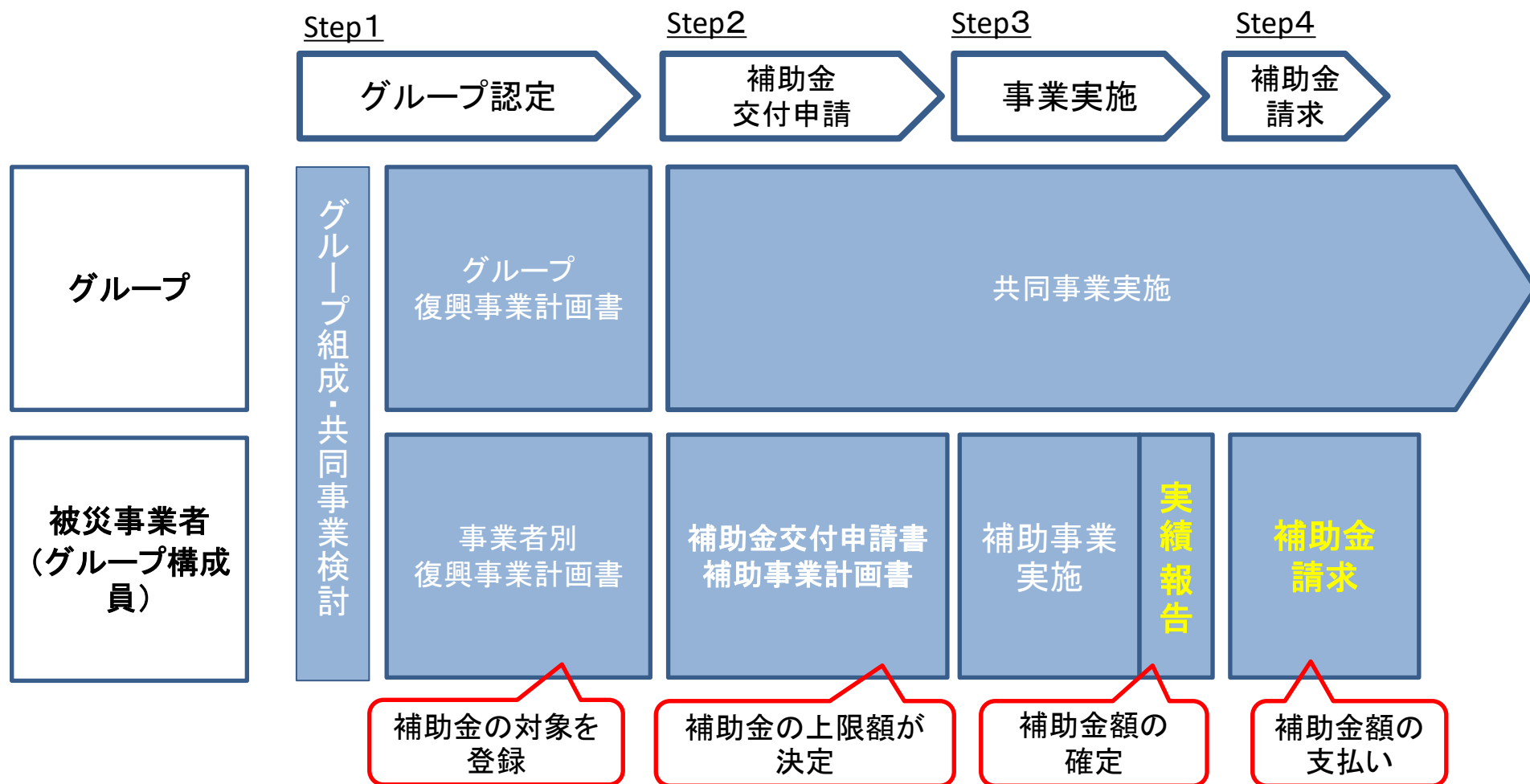
2 全体の流れ

- この事業により補助金交付を受けるためには、まず、
 - ① 2者以上の中小企業者等でグループを作り、
 - ② グループが行う事業（共同事業）を盛り込んだ「復興事業計画」を策定し、

その計画について、県の認定（以下「グループ認定」といいます。）を受けることが必要です。

3 補助事業申請の流れ

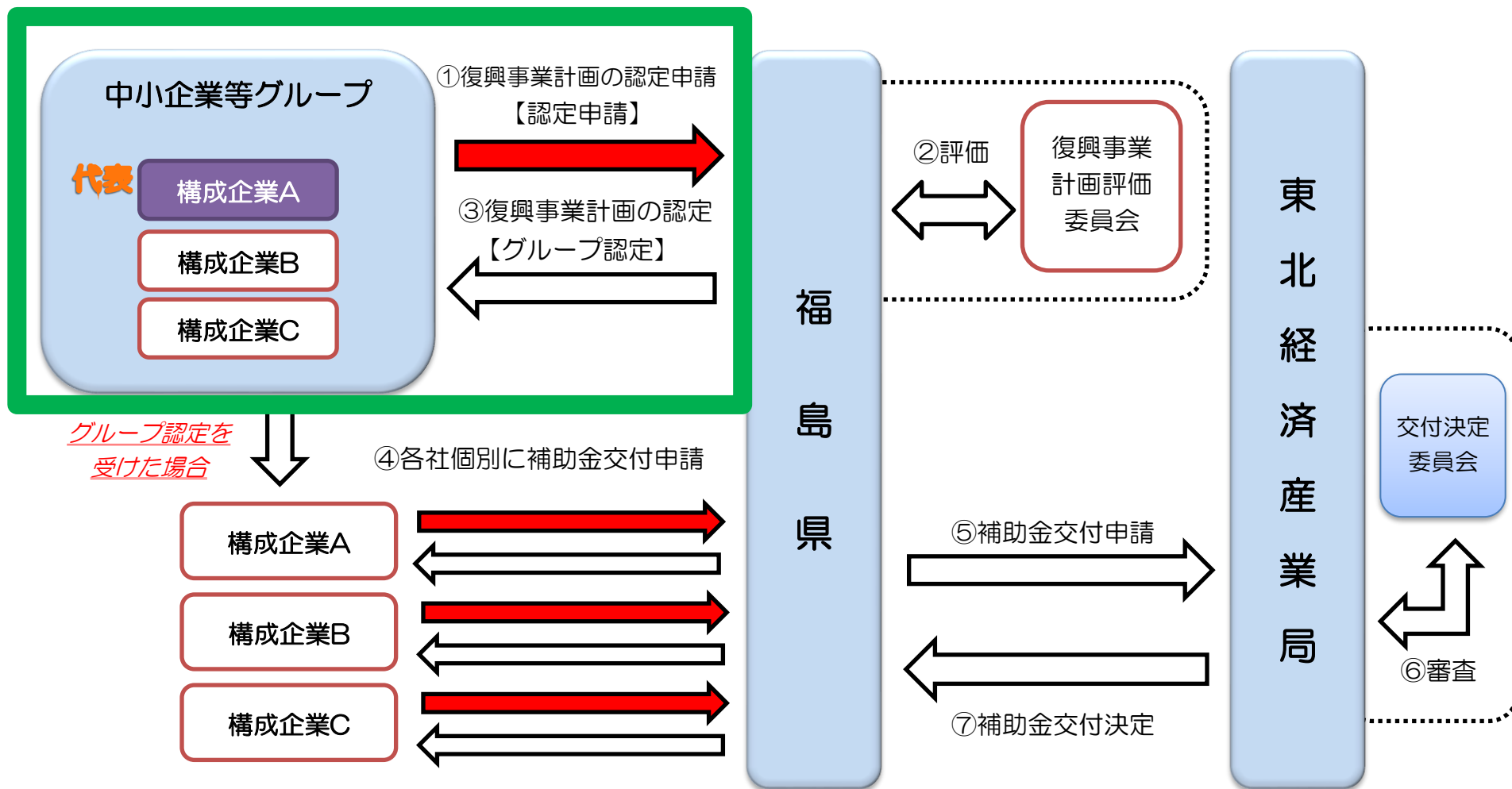
- 補助金を受けるためには、3つの手続きが必要です。
「グループ認定」、「補助金交付申請」、「実績報告」



4 グループ認定について

(1) グループ認定について

- 補助金の交付を受けるためには、まずグループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けた後 (※)、グループを構成する各社ごとに補助金申請を行う必要があります。



※今回は「グループ認定」と「補助金」同時申請が可能

(2) 復興事業計画について

● 「復興事業計画」とは

令和4年福島県沖地震による災害に係る復興のため、中小企業等のグループが、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」などを目的に実施する**共同事業**の計画です。

- ※ 計画の期間には特に制約はありません。
- ※ グループ構成員全員が関与して取り組むものである必要があります。
- ※ 共同事業は、従来からグループで連携、共同して実施しているものではなく、グループ形成を機に**新たに取り組むもの**としてください。
- ※ 「復興事業計画」を実施するための費用については、補助対象経費になりません。

● 「共同事業」とは

グループが取り組む共同事業には、人材育成、BCP（事業継続計画）の作成、ホームページの作成、イベントやキャンペーンの実施、地域PR活動、各種勉強会の開催等、業種やグループの構成員数により様々な事例が考えられます。

今回、組成されたグループの構成員が共同し、地域の復興に向け「何ができるのか」を主眼に共同事業をご検討ください。

(3) 中小企業等グループ「構成員」の要件

【2者以上の中小企業者等から構成されるグループであること。】

- 復興事業計画に基づき、グループの構成員が共同して被災地域の復興等に取り組む事業を実施する必要があります。
- グループは2者以上の中小企業者等から構成されるものとし、補助金の交付を受けない者や県外の者も構成員とすることができます。
- 暴力団又は暴力団員等に該当する者等、いわゆる反社会的勢力に該当する者は、構成員とはなれません。
- 大企業(みなし大企業を含む)に対する補助金交付は原則行いませんので、ご注意ください。ただし、資本金又は出資金が10億円未滿及び一部の大企業は補助の対象となる場合があります。

(4-1) 中小企業等グループの要件

- グループ認定申請ができるグループは、2者以上数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループとなります。

【グループの機能】

グループの型	説明
① サプライチェーン型	グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たし、サプライチェーンを支えるグループ
② 経済・雇用貢献型	事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いグループ
③ 地域生活・産業基盤型	一定の地域内において、経済的・社会的な基幹となり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠なグループ
④ 地域資源産業型	地域資源を活用し、グループ外の企業や他地域の産業、観光地形成等への貢献度が高いグループ
⑤ 商店街型	地域住民の生活等に不可欠な商業機能等を担っているグループ

(4-2) 中小企業等グループの要件

【被災要件】

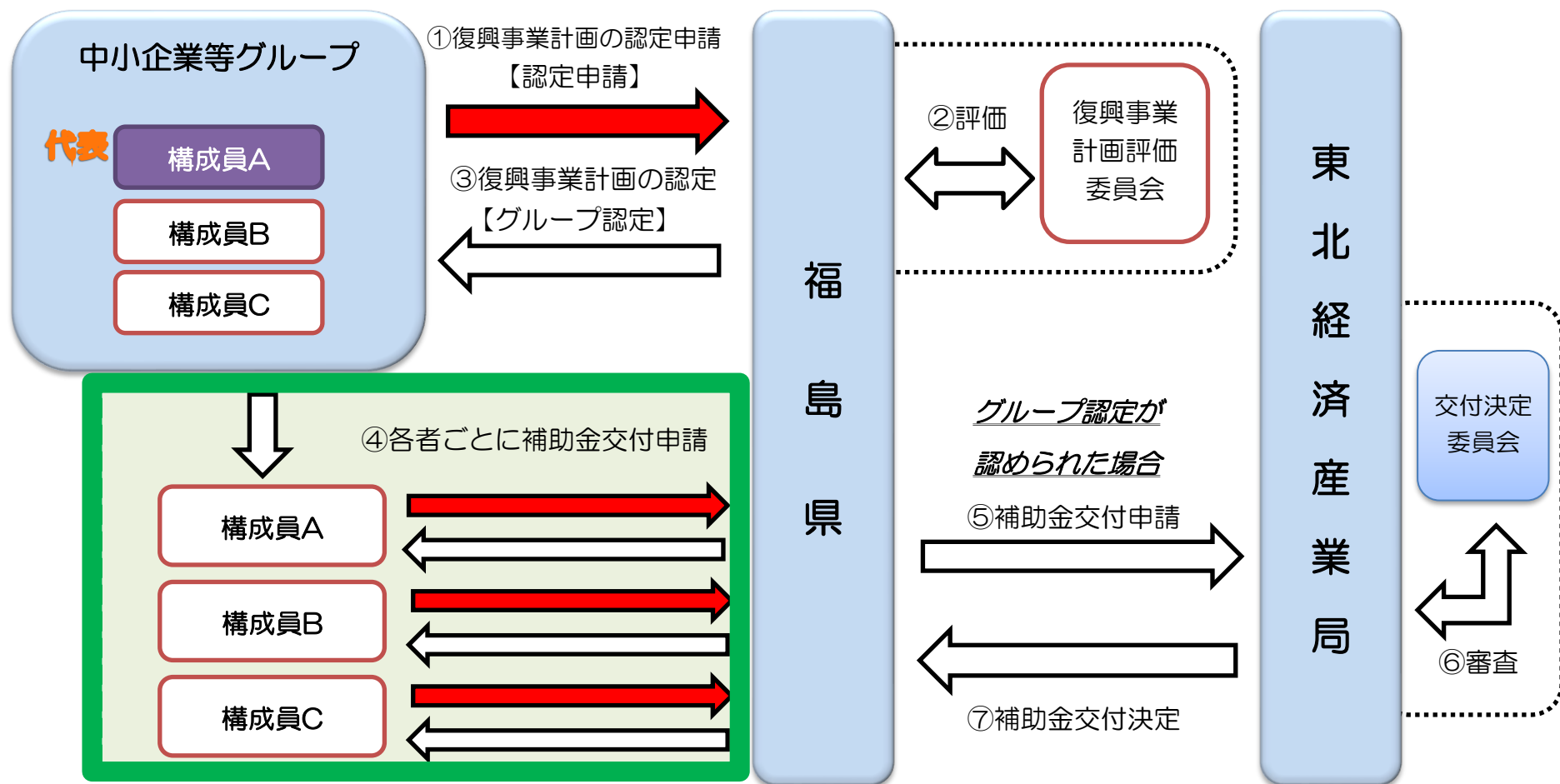
中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和4年福島県沖地震による災害のため次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- 令和4年福島県沖地震による災害のため事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
- 令和4年福島県沖地震による災害の後であって、直前1月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

5 補助金交付申請について

(1) 補助金交付申請について

- 補助金の交付を受けるためには、まずグループで復興事業計画を策定し、県の認定を受け、そのグループを構成する各者ごとに補助金申請を行う必要があります。
- 今回の制度においては、グループの復興事業計画の認定申請と同時に、補助金申請を行うことも可能ですが、認定が受けられないと、⑤以降の進みに進みません。



(2-1) 補助対象事業者について

区分	補助対象事業者	詳細
①	中小企業者	中小企業支援法第2条の定義に該当する事業者等 (みなし大企業・みなし中堅企業は除く)
②	中堅企業及びみなし中堅企業	①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等 (みなし大企業は除く)
③	大企業及びみなし大企業	①～②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している事業者

【参考】補助対象事業者の区分ごとの補助率（イメージ図）

大企業	原則、補助対象外 ※例外：③の場合、補助率1/2	
中堅企業	②補助率1/2	みなし大企業
中小企業者	①補助率3/4	
		みなし中堅企業

※なお、次のいずれかに該当する中小企業者は、「中堅企業」の補助率を適用する。

- ◆ 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- ◆ 交付申請時において、確定している(申告済み)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

(2-2) 中小企業者の定義

中小企業者の定義【中小企業支援法及び同法施行令】

(1) 会社及び個人

業種	従業員規模・資本金(出資金)規模
製造業・その他の業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

(2) 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

(2-3) 中小企業者の定義

●「中堅企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金（出資金）が10億円未満の事業者

●「大企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金（出資金）が10億円以上の事業者

●「みなし大企業（みなし中堅企業）」の定義

(1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している事業者

(2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している事業者

(3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

(3-1) 保険の加入義務 (1/2)

● グループ補助金の利用には、対象物の保険・共済への加入を求める

グループ補助金を利用する事業者には、「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に今回補助を受ける施設・設備の加入を義務付けるものとする。

なお、小規模企業者（※）はこの限りではないが、保険又は共済加入に替わる取組を実施すること。

● 補助対象物への保険の必要付保割合

事業規模に応じて、下記の付保割合以上での保険加入が補助金受給の条件。

■ 付保割合は、支払保険金額ベースでの割合であり、施設・設備数ベースではない。

■ 割合の基準は、補助対象経費部分ではなく、補助対象物全体に対して。

(1) 中小企業者 : 30%以上 (必須)

(2) 中堅企業以上 : 40%以上 (必須)

● 新価(再調達価額)型（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額を対象とする保険）の保険であること

※ 小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員20人以下(商業(卸売業・小売業)・サービス業は5人以下)を示します。

(3-2) 保険の加入義務 (2/2)

● 必要書類、及び、提出のタイミング

必要書類：「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に今回補助を受ける施設・設備の加入したことを示す契約書、保険証書等。補助対象経費外の施設・設備との一体契約の場合は、必要カバー率を満たす事を示す内訳等も併せて提出すること。

タイミング：実績報告書の提出時。

- ※ **地震保険の加入は、必須ではありません。**
- ※ **グループ補助金は、全ての災害に必ず措置をされるものではありません。平時から自助による事業継続・災害への備えを、お願い致します。**
- ※ **後年、同規模の大災害が発生し、支援策が措置された場合も、今回の保険の必要付保割合を前提とすることも検討されておりますので、ご留意下さい。**

(4) 補助対象とならない事業者について

※ 注意事項 次に該当する者は補助対象外となります。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者。
- ・県税を未納している者。
- ・特定の風俗営業事業者。

補助対象外となる特定の風俗営業事業者の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合。

○風俗営業(第1項)

(例)パチンコ、麻雀 等

※ただし、第2号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は補助対象。

○性風俗関連特殊営業(第5項)

(例)ラブホテル、アダルトショップ 等

(5-1) 補助対象経費について

- 中小企業等グループ及びその構成員の施設又は設備であって、令和4年福島県沖地震による災害のため損壊又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費が対象となります。

(5-2) 補助対象経費について

区 分		内 容
施設（登記してあるもの）		事務所，倉庫，生産施設，加工施設，販売施設，検査施設，共同作業場，原材料置場，その他当該補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 ※ 修繕が可能な場合は，原則修繕となります。建替には，原則，全壊又は大規模半壊判定の罹災証明書が必要です。
設備（資産計上してあるもの）		復興事業に係る事業の用に供する設備であって，中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの ※ 修繕が可能な場合は，原則修繕となります。入替の場合は，入替設備が同等品であることの確認書等が必要です。
新分野事業のみ	宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用（既存の宿舍等を復旧する場合に対象となるものではありません）
商店街型のみ	商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費，共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース，駐車場，アーケード，街路灯，防犯カメラ，路面舗装の整備費

※上記の「施設」及び「設備」の復旧又は整備並びに「商業機能の復旧促進のための事業」に要する経費に付随する費用であれば、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費についても補助対象とできます。

(5-3) 補助対象経費について

● 新分野事業について

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、**売上回復が困難な事業者が、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組**（いわゆる「**新分野事業**」）により**被災前の売上を目指す**ことを促すため、**従前の施設等への復旧に代えて**、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができます。

【新分野事業の例】

- 新商品製造ラインへの転換
- 生産効率向上
- 異業種への展開
- 従業員確保のための宿舍整備 等

申請条件	補助対象経費
<p>① グループ補助金の要件を満たしていること。</p> <p>② 従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること。</p> <p>③ 分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。</p> <p>※ ②③について認定経営革新等支援機関による確認書が必要。</p>	<p>従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費。</p> <p>※ <u>令和4年福島県沖地震前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。</u></p>

(6) 保険金の取扱いについて

- 本事業で復旧等を行う施設・設備について受領する保険・共済金がある場合、まず、**復旧等に係る補助対象経費の内**の自己負担分に充当ください。

- 補助金の自己負担分を超える受取保険・共済金がある場合には、超える部分の保険・共済金額の半額を補助金額から控除し、その残りの額が補助金額となります。

- ※ ただし、迅速な復旧を進めるため、**支払保険金額が確定する前から補助金の交付申請を提出することが可能です。**

- ⇒ 詳細は、別紙「前回(令和3年福島県沖地震)のグループ補助金からの変更点」をご覧ください。

(7-1) 補助対象とならない経費について

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費（その1）

- 令和4年福島県沖地震に起因する被害ではないもの
 - 例1) 被災前から使用不能であった施設・設備
 - 例2) 被災後に災害に起因せず損壊、滅失、継続して使用することが困難になった施設・設備
 - 例3) 被災前から事業用として使用されていなかった空き店舗・事業所等
 - 例4) 被害を立証する資料が提出されないもの
- 参加グループの目的に合致しないもの
 - 例1) 商店街型での工場・機械設備の復旧
 - 例2) サプライチェーン型での商業機能復旧事業
- **他の目的に転用される可能性が高いもの**
 - 例1) **福利厚生関係施設（寮、休憩所、従業員駐車場等）**
 - 例2) **事務用品（机、椅子、書庫等）**

(7-2) 補助対象とならない経費について

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費（その2）

- 制度上対象外のもの

- 例1) 各種税（印紙税、消費税等）

- 例2) 各種行政手続き費用（建築確認申請費、リサイクル料、各種登録手続きや申請代行費用）

- 例3) 銀行振込の振込手数料

- 例4) 各種保険料や保守費用

- 例5) 住居等、事業用途以外の施設・設備（店舗兼住居の場合は店舗部分のみが対象）

- 例6) 販売目的の機械設備、貯蔵品等及び、賃貸目的の施設（アパート、マンション等）や設備（レンタカー事業者のレンタル用車両等）

- 例7) 自社復旧の際の人件費

- 例8) 在庫又は陳列されていた商品，原材料等**

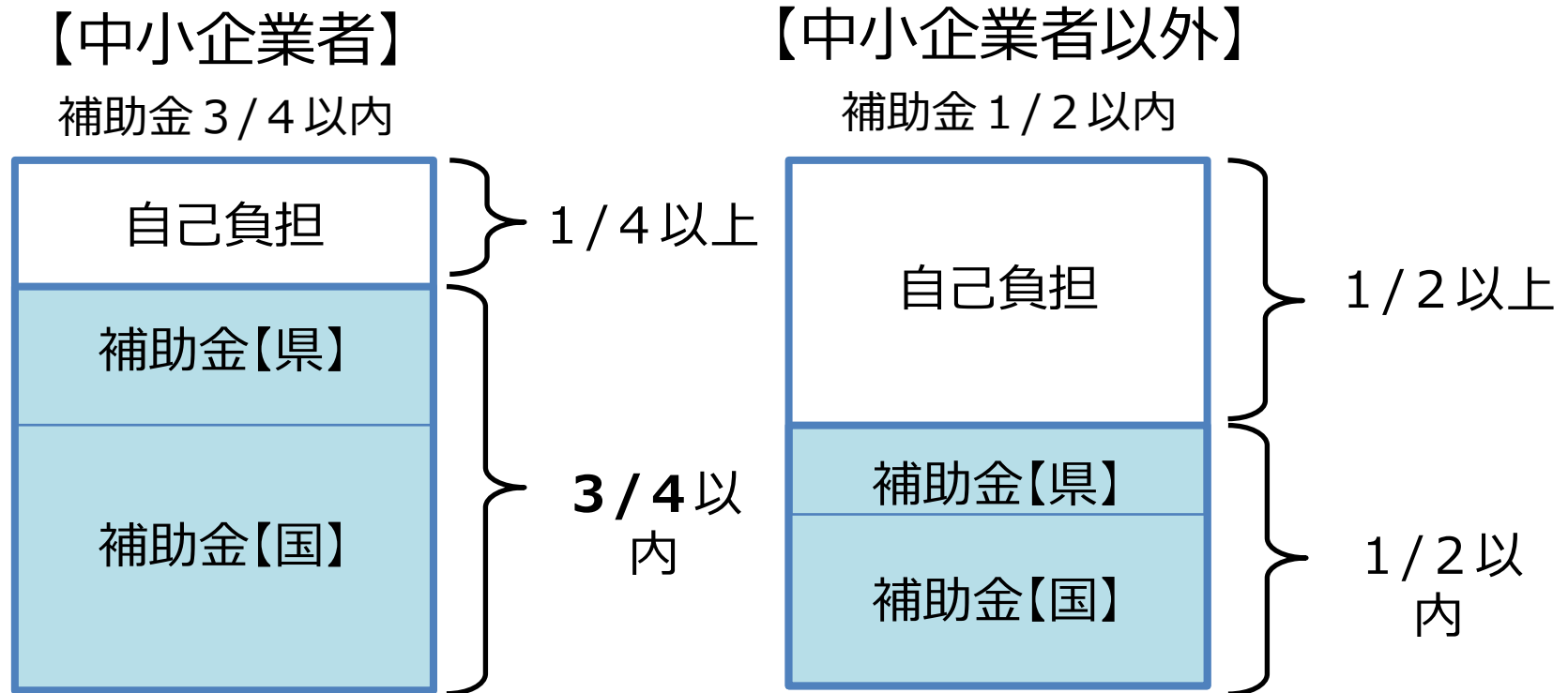
- 償却資産として資産計上されていない設備

- 例1) 店舗備品（カウンター、テーブル、椅子等）

- 例2) 店舗什器（陳列棚、食器棚 等）

(8) 補助率について

- 復興事業計画の認定を受けた後、構成員ごとに補助金の交付申請を行う場合の補助率は次のとおりです。
- また、1事業者当たりの補助金額の上限は**15億円**です。
- なお、東日本大震災からの復興途上にある宮城県・**福島県については、一定の要件の下で5億円まで定額補助（国2/3、県1/3）**となります。



(9-1) 【特例】定額補助の概要

- 上限・補助率

上限 5 億円の範囲内で定額補助。

- 補助対象経費

3 / 4 補助の対象と同一。

- 対象地域

令和 4 年福島県沖地震の被災地域、かつ、「復興・創生期間」後の復興の基本方針（閣議決定）を踏まえて、引き続きグループ補助金を措置・執行していくこととなっているなど、復興途上にある福島県、宮城県、岩手県。

- 対象事業者

対象地域に所在し、“5 つ”の全ての要件を満たす事業者

⇒ 詳細は、別紙

「前回（令和 3 年福島県沖地震）のグループ補助金からの変更点」
をご覧ください。

(10-1) 補助対象経費等の留意点

① 施設・設備の復旧における修繕と入替の取扱い

i) 施設（建物）について

- 建替の場合、原則として「罹災証明書」や「建築士による証明」で『全壊』又は『大規模半壊』相当であることが必要です。
- 正当な理由があって被災物件の修繕費よりも建替費用が安価な場合は、『全壊』又は『大規模半壊』の判定が無い場合にも建替による復旧は可能です。

※ 建築士等による修繕よりも建替が安価になる理由書の提出（様式自由）が必要となります。

(10-2) 補助対象経費等の留意点

① 施設・設備の復旧における修繕と入替の取扱い

ii) 設備について

- 入替を行う場合には、原則、設備メーカー等により修復不能である証明が必要ですが、正当な理由があつて被災設備の修理費よりも入替費用が安価な場合には、修理不能であることの証明がない場合でも入替による復旧は可能です。

※ 「入替後の設備が従前設備と同等である旨の比較表」と「見積書による費用比較」の他、「修理よりも入替が安価となる合理的な理由を専門事業者が説明した書類（任意様式）」が必要です。

(10-3) 補助対象経費等の留意点

② リース物件の取扱い

- 使用者自身が所有者ではないため、使用者自身で補助金交付申請はできません。
- ⇒ しかし、当該リース物件が使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合には、対象とすることができます。リース事業者がグループの構成員として参画する必要があり、補助金交付申請もリース事業者が行うことになります。
- ※ リース物件自体が補助対象とならないもの（事務用品等）である場合は除きます。
 - ※ リース契約内容を、被災前の内容から変更して契約する場合は、補助対象外になる場合があります。

(10-4) 補助対象経費等の留意点

③ 賃貸物件の取扱い（1/2）

- 貸付物件は原則として補助対象外となります。ただし、被災時に「①中小企業者等」、「②中堅企業及びみなし中堅企業等」の事業用として貸付していた施設・設備で、①～②の事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合には例外的に補助対象となります。
- 原則として、被災当時の大家が補助対象事業者となりますが、令和4年福島県沖地震による被災後に、同物件で大家が変わった場合についても、店子の事業再開に不可欠な場合には、その範囲内に限り、新たな大家を補助事業者として補助対象とすることができます。

(10-5) 補助対象経費等の留意点

③ 賃貸物件の取扱い（2/2）

- 大家に対して、財産処分制限が課せられますので、抵当権の設定等を行う場合は、事前の手続きが必要となります。
- 店子が入替わりする場合も、財産処分制限が課せられます。
- 当該物件を譲渡したり、目的外に使用する等の場合は、補助金の返還が生じる場合もあります。

(10-6) 補助対象経費等の留意点

④ 汎用性のある設備、機器の取扱い

i) パソコン機器の取扱い

- 汎用性が高く、業務外利用の可能性があるものについては、原則、補助対象外です。
→資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがあります。
※ ただし、ソフトウェア等は対象となりません。

ii) 車両の取扱い

- 汎用性が高く、業務外利用の可能性があるものについては、原則、補助対象外です。
→資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの（企業名が車体に印刷されている等）については、補助対象となる場合があります。

※車両の詳細については、次ページ以降に記載があります。

※ 業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金額の返還が求められます。

(10-7) 補助対象経費等の留意点

⑤ 車両の取扱い (1/3)

- 汎用性が高く、業務外利用の可能性があるものについては、原則、補助対象外です。
- 資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの（企業名が車体に印刷されている等）については、補助対象となることがあります。

1 補助対象とすることができる車両

- 被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いており、事業内容に適した車種であること。
 - 「被災前に所有していたこと」については、道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であること。
 - 「業務用のみに用いていたこと」とは資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確であることをいい、次の条件により確認を行い、適当と認められること。

(10-8) 補助対象経費等の留意点

⑤ 車両の取扱い (2/3)

【復旧前】

- 原則、資産計上(※1)されており、かつ次の要件を複合的に確認する。(※2)
- ① 車体に企業名、屋号等が明示されていること(※3)
 - ② 運行記録、業務日報等業務の用に供していたことを証する書類
 - ③ 自動車保管場所が事業所(個人事業主の住宅等は除く)となっていること
 - ④ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とする等、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること
 - ⑤ その他、業務用に使用されていたことを証する書類

※1 事業用のみで資産計上されているものに限る。

※2 ②～⑤の書類により業務以外の用途で使用されていた場合は、補助対象外とする。

※3 ①のみではなく②～⑤の書類も提出を求める場合がある

(10-9) 補助対象経費等の留意点

⑤ 車両の取扱い (3/3)

2 入替に係る被害車両の取扱、手続きについて

- ・ 中古市場に出回るもの（下取り）は、修繕可能という判断になるので入替は不可。
- ・ **入替時には、修理不能の証明及び永久抹消登録の確認を行う。**

3 同等品の判断

- ・ 排気量のみではなく、積載量、運搬可能量等、車の性質（乗用、貨物、特殊等）を総合的に確認して同等の判断が必要。
- ・ 現在調達可能な最低限ランクの入れ替え車両を上回る性能等を有する車両を購入する場合には、購入費用 そのものが対象外。

4 その他

- ・ 入替を行う車両の装備品については、被災車両に装備されており、資産計上されていたことが証明できる資料（購入時の納品・請求書等）の提出及び、業務用として使用していたことが確認できる資料の提出があれば、補助金の対象とすることができる。
- ・ 被災時に装備していなかったものを取り付けて調達した場合、当該装備品の価格は補助の対象とはならない。

※業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金額の返還が求められます。

注意点（必ずお読みください。）（1/4）

- 私有財産については、天災が原因であっても、自費による復旧が原則とされています。そのような中、本事業は、地域経済・雇用の早期回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

（例）

- ・ 復興事業計画書や交付申請書等の作成や、添付書類の提出が必要ですが。
- ・ 経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。

注意点（必ずお読みください。）（2/4）

- 本事業で復旧や新たに取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります。

（処分とは、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいいます。）

- ※ グループ認定および交付決定は、補助金のお支払いを約束するものではありませんので、ご注意願います。（交付決定から変更があれば、お支払いする金額も変更になります。）
- ※ 補助金の申請行為は、行政書士法に基づく場合を除き、申請者自身が責任を持って作成する必要があります。

注意点（必ずお読みください。）（3 / 4）

- 補助対象経費について

補助対象経費は、「支出済みの経費のみ」が対象です。

したがって、各補助事業者からの**工事業者等**への支払いは、一旦各補助事業者が支払い全額を負担することとなりますので御注意ください。

- 消費税等及び振込手数料の取扱い

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）及び銀行振込の際の振込手数料については、この補助金では補助対象経費として認められません。

注意点（必ずお読みください。）（4 / 4）

- 補助事業者から工事業者等への支払方法

補助事業の実施に当たっては原則として専用の通帳を作成いただきその口座からのお振り込み等でお支払ください。

補助金交付決定を受けた後 速やかに本補助事業で使用する専用の通帳を1冊作成し支出は全てその通帳から振込み又は引落として支出されますようお願いします。

※ 小切手・手形での支払いの場合には回し手形（裏書譲渡された手形）の使用はできませんので御注意ください。

また、小切手・手形での支払いの場合には必ず事業期間内に振出・支払いがされる小切手・手形としていただきますようお願いします。